保育園では投薬が医療行為とみなされるため、家庭で飲ませることが出来る２回分（朝･晩）の調剤が可能か医師にご相談ください。やむを得ず、医師の指示で保育中に投薬が必要な場合に限り、投薬を行うこととしますので、下記依頼書に記入のうえ、初回のみ「薬剤情報提供書」を添え（薬剤情報が確認出来ましたら、返却いたします）、必ず、職員に薬剤と一緒に手渡しでご提出ください。なお、薬剤情報提供書がないもの、解熱剤、市販薬はお預かり出来ませんが、肌荒れに使用する市販薬の保湿剤、リップクリームについてはお預かり致します。その他、保育園での投薬に関してご質問・ご不明な点がある方、特別な事情のある方は保育園までご相談下さい。

投薬（内服・外用薬）依頼書

年　　月　　日

組　　園 児 名

保護者名　　㊞

医師の診断を受けたところ、下記のとおり指示がありましたのでお願いいたします。

病院名		薬局名	
病名又は症状			
使用期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日		
投薬時間	食前　　食後　　食間　　その他		
その他・注意事項			

〇保護者依頼印

依頼日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
保護者印										

〇保育園記入欄

受領日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
受領者										
投与日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
投与時間	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
投与者										